

○静岡県土採取等規制条例

昭和50年10月20日

条例第42号

静岡県土採取等規制条例をここに公布する。

静岡県土採取等規制条例

(目的)

第1条 この条例は、土の採取等について必要な規制を行うことにより、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取等の跡地の緑化等の整備を図り、もって県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土の採取等」とは、切土、床掘その他の土地の掘さくをする行為をいう。

(土の採取等の計画の届出)

第3条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を定め、知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために土の採取等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の土の採取等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 現場責任者の氏名及び住所
- (3) 土の採取等を行う場所の区域
- (4) 土の採取等に係る土の数量
- (5) 土の採取等を行う期間
- (6) 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項
- (7) 土の採取等に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- (8) 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項ただし書の場合において、当該土の採取等を行う者は、当該土の採取等の開始後、遅滞なく、規則で定めるところにより、土の採取等を緊急に必要とした理由及び前項各号に掲げる事項を、知事に届け出なければならない。

4 第1項及び前項の規定による届出には、土の採取等を行う場所及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、規則で定めるところ

ろにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第3号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の15日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更の勧告)

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つており、かつ、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つていない者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行つていない者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つていない者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つていない者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(完了等の届出)

第8条 第3条第1項又は第3項の届出をした者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(土の採取等の跡地に係る措置命令)

第9条 知事は、土の採取等に係る跡地について、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため必要があると認めるときは、当該土の採取等の完了の日又は廃止の日から2年間に限り、当該土の採取等を行つた者に対し、期限を定めて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土の採取等の跡地の緑化等の勧告)

第10条 知事は、土の採取等に係る跡地の周辺の環境の保全のため必要があると認めるときは、土の採取等を行った者に対し、当該土の採取等に係る跡地について緑化等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(承継)

第11条 第3条第1項又は第3項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該届出に係る事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第12条 第3条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、土の採取等を行う期間中当該届出に係る土の採取等を行う場所の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土の採取等を行う者に対し、当該土の採取等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土の採取等を行う者の事務所、土の採取等を行う場所その他その業務を行う場所に立ち入り、土の採取等の状況を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外等)

第14条 この条例の規定は、次に掲げる土の採取等については、適用しない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土の採取等

(2) 法令に基づく許可、認可、届出等に係る土の採取等で規則で定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為として行う土の採取等、軽易な土の採取等その他の災害の発生のおそれが少ないと認められる土の採取等で規則で定めるもの

2 前項に定めるもののほか、市町が、当該市町の区域内における土の採取等について、この条例の規定による土の採取等の規制に比べ、その規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化する条例を施行した場合には、当該条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後当該条例の規定の適用を受ける土の採取等については、この条例の規定は、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前にした行為及び施行日前にされた第6条の規定による命令に関し施行日以後にした行為に対する罰則については、第16条から第18条までの規定を適用する。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第17条 第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第9条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第12条の規定による標識の掲示をしなかつた者

(3) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第13条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和51年2月規則第5号で、同51年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例施行の際現に土の採取等を行つている者は、この条例施行の日から30日以内に、当該土の採取等に係る土の採取等を行う場所ごとに、第3条第2項各号に掲げる事項を記載した書類に同条第4項の書類を添付して知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、第3条第1項の規定による届出をした者とみなす。

4 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

6 この条例施行の日前に、当該土の採取等の場所における土の採取等を完了し、又は廃

止した者については、第9条及び第10条の規定は、適用しない。

附 則（平成4年3月25日条例第29号）

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月28日条例第35号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第25号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月29日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。
（静岡県土採取等規制条例の一部改正に伴う経過措置）
- 7 この条例の施行の際現にされている前項の規定による改正前の静岡県土採取等規制条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2号に掲げる行為については、この条例第4章の規定の適用を受けることとなるまでの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前にした改正前の条例第2条第2号に掲げる行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした同号に掲げる行為に関する静岡県土採取等規制条例第9条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行前にした行為及び附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。